

在宅人工呼吸器使用の方へ

江東区自家発電装置等給付事業のご案内

災害時などにおける停電により、生命の危機に直結する恐れのある在宅人工呼吸器使用者の方に対し、停電時における電力の確保を図るため自家発電装置・蓄電池を給付します。

【対象となる方】

江東区在住で、以下のすべてを満たす方です。

①区が「災害時個別支援計画」を策定した方

「災害時個別支援計画」とは、災害時の被害を最小限にとどめることを目的として、在宅の人工呼吸器使用者に対し、ご本人や関係機関とともに区が策定するものです。策定をご希望の方は、住所を管轄する保健相談所へお申し出ください。（下記参照）

②在宅で人工呼吸器を常時使用している方

③難病に該当する疾患でない方

※必ず購入前にご相談ください。すでに購入済みのものは対象になりません。

【給付物品・費用負担】 給付はいずれか一方、1回限り

給付物品	限度額
自家発電装置	212,000円(税込み)
蓄電池	104,000円(税込み)

※限度額を超える場合の差額は自己負担となります。

自家発電装置

- 原則として外付けバッテリーの充電を目的とするものです。ただし、「人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているもの」についてはこの限りではありません。（燃料及びエンジンオイルは給付の対象とはなりません）。

※ソーラーパネルは本事業では対象外となります

蓄電池（次のいずれかが対象です。）

- 容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの
- 停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付バッテリー（診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く。）

【申請書類】

- 江東区自家発電装置等給付申請書
- 災害時個別支援計画
- 給付物品の見積書

※見積書は、あて先が江東区長となっており、代表者の役職・代表者名・代表者印・社名・所在地・電話番号等が記載され、日付が空欄のものを必ずご用意ください。

業者のフォーマット等により、見積書に該当項目がない場合は、手書きで構いませんので、記載していただきご提出ください。

※日付につきましては、申請受付から給付券を申請者にお送りするまで、お時間をいただいております（通常1ヶ月程度）。そのため、見積書に日付が記載されますと、給付券が申請者のお手元に届く頃には、見積書の有効期限を過ぎてしまっている状況が考えられます。その場合、物品を受け取る段階で、価格が以前のものから変動してしまい、給付決定された金額を超過してしまう可能性があります。超過金額が発生した際は、申請者にご負担していただくことになります。そのため、日付や有効期間につきましては、空欄か極力長い期間を設定していただくように業者へご依頼ください。

※印鑑につきましては、シャチハタ以外でお願いいたします。（印刷された電子印章でも可能です）

【給付の流れ】

申請をしていただき、給付が決定しましたら、江東区保健予防課から申請者へと、決定通知書と給付券を交付いたします。

給付券と決定通知書が届きましたら、納品業者に納品を依頼し、納品業者にて給付券と物品を引き換え、給付券⑱の欄に受け取りのサインを記入してください。なお、その際に自己負担額（超過負担額）が発生する場合は、申請者から業者へと自己負担額（超過負担額）をお支払ってください。

※自己負担額を除いた料金に関しましては、江東区から業者に後日振込となります。

※申請から給付が決定されるまでにお時間がかかりますので、ご相談は早めをお願いいたします。

※物品の修理・管理・点検等は事業に含まれません。申請者ご自身で適切に管理し、定期的に点検等を行ってください。

【業者について】

給付の手続き上、料金の支払いについては、自己負担額以外の料金は江東区から業者へ、後日振込（後払い）となります。そのため、見積書の依頼時に、このお手続きに対応可能か、業者に確認していただき、対応していただける業者をお選びいただきますようお願いいたします。また、対応可能な業者であれば、いずれの業者をご選択いただいても問題ございません。

【相談・申請窓口】

お住まいを管轄する保健相談所、地区担当保健師まで

城東保健相談所	TEL : 03-3637-6521	FAX : 03-3637-6651
深川保健相談所	TEL : 03-3641-1181	FAX : 03-3641-5557
深川南部保健相談所	TEL : 03-5632-2291	FAX : 03-5632-2295
城東南部保健相談所	TEL : 03-5606-5001	FAX : 03-5606-5006